

平成30年度第1回京都市はぐくみ推進審議会 摘録

日 時 平成30年4月17日（火）14：00～16：00

場 所 京都平安ホテル 1階 平安の間

出席者 安保千秋委員，雨宮万里子委員，石塚かおる委員，井上直樹委員，
埋橋孝文委員，川北典子委員，川村雅己委員，久保川芳弘委員，
小谷裕実委員，澤井早和乃委員，中川佐和子委員，長澤敦士委員，
西恵味委員，野田正人委員，初田幸隆委員，柊あずさ委員，
藤本明美委員，升光泰雄委員，松田義和委員，松山廉委員，
水野菜々委員，矢島里美委員，山手重信委員 （23名）

欠席者 岡美智子委員，川中大輔委員，木村友香理委員，杉原颯太委員
徳岡博巳委員，安井雅子委員，山本智也委員 （7名）

次 第

- 1 市長挨拶
- 2 委員の委嘱及び会長等の選任，指名等
 - (1) 委員の委嘱
 - (2) 委員及び事務局の紹介
 - (3) 会長及び副会長の選任
 - (4) 京都市はぐくみ推進審議会について
 - (5) 児童福祉分科会の設置について
 - (6) 子ども・若者に係る総合的な計画検討のための部会の設置について
 - (7) 児童福祉分科会委員，各部会委員，児童福祉分科会長及び各部会長の指名について
- 3 議題
子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた市民ニーズ調査・意識調査の実施について
- 4 報告
 - (1) はぐくみ支え合うまち・京都はほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）の策定及び障害児に係る実態調査の実施等について
 - (2) 子ども若者はぐくみ局の平成30年度の重点事項について
- 5 村上副市長挨拶

(司会：羽田 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課担当課長)

司会	平成30年度 第1回「京都市はぐくみ推進審議会」を開催する。 本日の会議については、市民に議論の内容を広くお知らせいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしている。 あらかじめ御了承いただきたい。
司会	それでは、開会に当たり、門川市長より挨拶を申し上げます。
門川市長	(開会あいさつ)
司会	委員の改選後、初めての開催であることから、門川市長から委嘱状を交付させていただく。 (委嘱状交付)
司会	本日お集まりいただいた委員を御紹介させていただきます。 (委員紹介)
司会	「京都市はぐくみ推進審議会条例」第6条第3項において、当審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされているが、本日は、委員30名中、23名の方に御出席いただいているため、会議が成立していることを御報告申し上げます。
司会	本会議の会長及び副会長の選任を行う。 お手元にお配りしている資料2-1「京都市はぐくみ推進審議会条例」第4条第2項の規定により、会長及び副会長は、委員の互選により定めることとなっている。 会長の選任について、どなたか御意見を願います。
山手委員	会長は、この審議会の前身に当たる「京都市子ども・子育て会議」の特別委員として、また「京都市青少年活動推進協議会」の副会長として両方の委員を務められた安保委員にお願いしたいと思うがいかがか。
澤井委員	ただいまの山手委員の御意見に賛同する。安保委員におかれては、これまでから子どもと青少年・若者の両方の審議会において尽力されてき

	た。なお一層の発展のために、会長就任をお願いしたい。 (異論なし)
安保委員	お受けする。
安保会長	この審議会は、保育園、幼稚園の内容が多いことから、私が会長を引き受けるに当たり、前身の「京都市子ども・子育て会議」から幼保の有識者として尽力いただいている川北委員に副会長をお願いしたいと思うがいかがか。 (異論なし)
川北委員	お受けする。
司会	安保会長、川北副会長それぞれから一言ずつお願いしたい。
安保会長	私は弁護士として、子ども・若者の人権を擁護したいという思いで今まで活動してきた。 今、子育てや若者の自立が大変難しい時代になっていると言われており、行政が市民と一体になって支援していくことが望まれている。 支援の現場では、いわゆる妊娠期から若者まで切れ目ない支援をしていくことの必要性を感じている。 この審議会では、委員の皆様の経験・知識を借りて、有意義な議論をし、いろいろな提案をしていきたいと思う。 力不足の点もあるかと思うが、御協力をお願いしたい。
川北副会長	私は、子どもたちの文化的環境を研究している。 文化というのは、数値にできない、目には見えないものであるが、子どもの育ちにとって大切なものである。 他にも、目には見えない、数値にはできないけど、大切な支援というものがあると思う。 この審議会においても、そういった部分に目を向けていきたいと考えている。 力不足の点もあるかと思うが、御協力をお願いしたい。
司会	ここからの議事進行については、安保会長にお願いする。

安保会長	それでは、議事に入る。 まず、資料２－１「京都市はぐくみ推進審議会条例」及び資料２－２「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」については、平成３０年４月１日付けで施行されているが、資料２－３「京都市はぐくみ推進審議会運営要綱（案）」については、施行規則第８条により、審議会の運営に関し必要な事項については、会長が定めることとなっている。 御異論がないようであれば、運営要綱については私と副会長で内容を確認のうえ決定したいと思うがいかがか。 (異論なし)
安保会長	次第の「(4) 京都市はぐくみ推進審議会について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料３「京都市はぐくみ推進審議会について」を用いて説明
安保会長	ただ今の事務局からの説明について、質問はあるか。 (質問なし)
安保会長	次第の「(5) 児童福祉分科会の設置について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料４「児童福祉分科会の設置について」を用いて説明
安保会長	ただ今の事務局からの説明について、質問はあるか。 (質問なし)
安保会長	次第の「(6) 子ども・若者に係る総合的な計画検討のための部会の設置について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料５「子ども・若者に係る総合的な計画検討のための部会の設置」を用いて説明
安保会長	ただ今の事務局からの説明について、質問はあるか。 (質問なし)

安保会長	9つの部会と共同部会については、京都市がいろいろと考えた構成だと思う。これらの部会と共同部会が上手く関連し合って議論が進むよう、委員におかれても御協力をお願いしたい。
安保会長	次第の「(7) 児童福祉分科会委員，各部会委員，児童福祉分科会長及び各部会長の指名について」だが，児童福祉分科会委員，各部会委員，児童福祉分科会長及び各部会長の指名は，資料2－1「京都市はぐくみ推進審議会条例」第7条及び第8条，資料2－2「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第1条及び第3条において，会長が指名することとされている。 御異論がないようであれば，指名については私に一任いただき，副会長と協議のうえ決定し，後日皆様に連絡させていただきたいと思うが，いかがか。 (異議なし)
安保会長	なお，部会には，より専門的な調査・審議を行うために必要な方々に，特別委員として参画いただく必要があると考えている。 これについては，副会長，事務局と協議のうえ，参画を打診し，部会の開催までに委嘱したいと考えている。 その上で，私が児童福祉分科会及び各部会の部会長及び部会員を委員と特別委員の中から指名し，後日，事務局を通じて皆様にお伝えさせていただく。
安保会長	議題に移る。 次第の「子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた市民ニーズ調査・意識調査の実施について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料6「子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた市民ニーズ調査・意識調査の実施について」を用いて説明
安保会長	ただ今の事務局からの説明ついて，質問はあるか。
松田委員	京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査は，既に子どもがおられる方を対象とし，京都市結婚と出産に関する意識調査については，まだ子どもがおられない方を対象とするということか。

事務局	京都市結婚と出産に関する意識調査については、年齢による無作為抽出となるため、子どもがおられない方のみを対象としている訳ではない。
松田委員	結婚や出産をされていない方も、実は具体的な子育てに関するイメージや支援に対する要望を想定されているが、何らかの理由で、一步が踏み出せないという場合があるのではと思っている。そういった理由やニーズを拾い上げていかないといけないと思う。 現在の少子化等の問題もあるので、この京都市結婚と出産に関する意識調査については、しっかりと議論をしていかないといけないと感じている。
安保会長	各調査の詳細については、部会や共同部会で議論することになるだろうと思うので、本日の意見については、事務局でしっかりと検討し、各部会にも伝達していただきたい。
事務局	ただいまの松田委員の意見も踏まえて検討を進めていきたい。 また、青少年・若者を対象とした調査もあるので、そういった視点も踏まえて、調査票を策定していきたい。
升光委員	総合的かつ切れ目のない支援を検討していくためのニーズ調査であると認識しているが、前回のニーズ調査の結果について、切れ目があったのか、また、もっと深く調査をしておけばよかったと思う点があったのか研究して調査をしなければいけないのではないかな。 子どもの部分だけでいうと、親の働き方が子どもの施策に直結することも踏まえなければならない。 親の働き方に関するニーズを踏まえ、本ニーズ調査で子育てに関するニーズを把握して、はじめて現状を把握できるのではないかと考えるがいかがか。
事務局	升光委員が御指摘の親のニーズや子育て支援ニーズが子どもの施策に直結するという点について、京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査が、特にそのような状況を把握する調査かと思う。 平成25年度に実施した際、調査票については、国からの指定がある中でいろいろと模索しながら調査を実施した。 この調査は、特に市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するために必要な調査になっており、幼児教育・保育の量の見込みの算出も見据えた調査票を作成していきたいと考えており、その点については、幼保推進部会で御議論をいただきたいと考えている。

事務局	京都市結婚と出産に関する意識調査でも働き方改革や真のワーク・ライフ・バランスの観点から設問を設定している。 その点についても、御指摘の点を踏まえて議論できればと思っている。
初田委員	京都市結婚と出産に関する意識調査は、対象年齢が49歳までとなっているが、60歳を超えても働いている方が多数おられる。今までであれば、おじいちゃん、おばあちゃんとして子育てをされていた年齢の方が現役として働かれているということは、そのような世代にもワーク・ライフ・バランスを考えてもらうことが必要ではないかと思う。 京都市青少年・若者に関する意識行動調査については、思春期の年齢として13歳以降としているが、思春期の入り口は、11歳の小学校5年生ぐらいではないかと考えている。この点についても審議してもらえればと思っている。
事務局	京都市結婚と出産に関する意識調査の年齢は、合計特殊出生率を算出する際の年齢と合わせている。 一方で、御指摘のと通りの社会情勢であり、孫育てという観点を持って現状を把握する必要もあろうかと思うが、この調査をもって把握するのが適切か、それとも他の機会を持って実態を把握するのが適切か、検討が必要だと感じている。 思春期の年齢についての考え方であるが、御指摘のとおり、調査対象を中学生からとして点についても議論が必要かと思っているが、一方で、中学生以下の年齢を対象とした調査については、従来から保護者を対象として調査を実施しており、小学生自身が回答することが適切かどうかについては、検討が必要であると考えている。
安保会長	次第の報告事項の1つ目として、「(1) はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）の策定及び障害児に係る実態調査の実施等について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料7「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）の策定及び障害児に係る実態調査の実施等について」を用いて説明
安保会長	ただ今の事務局からの説明について、質問はあるか。

	(質問なし)
安保会長	報告事項の２つ目として、次第の「(2) 子ども若者はぐくみ局の平成３０年度の重点事項について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料８「子ども若者はぐくみ局の平成３０年度の重点事項について」を用いて説明
安保会長	ただ今の事務局からの説明について、質問はあるか。
	(質問なし)
安保会長	本日の議事については、以上となる。 改めて御意見・御質問等があればお願いします。
	(質問なし)
安保会長	それでは、本日の審議はこれで終了し、事務局へ進行をお返しする。
司会	閉会にあたり村上副市長よりご挨拶申し上げます。
村上副市長	(閉会あいさつ)
司会	以上をもって、第１回「京都市はぐくみ推進審議会」を終了する。
	(以上)